

「自家用自動車運転士専門校」の運転サービス士科を修了した者については、二種免許を保有していなくても、自家用有償旅客運送(※)の運転者になることができます。

(※)交通空白地有償運送

○道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）

（自家用有償旅客運送自動車の運転者）

第五十一条の十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、道路運送法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者又は同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、現にその効力が停止されていない者（当該効力がその自家用有償旅客運送自動車の運転者として選任される日から遡って二年以内に停止された者を除く。）であつて、次に掲げる要件のいずれかを備える者でなければ、その自家用有償旅客運送自動車の運転をさせてはならない。

- 一 国土交通大臣が認定する講習を修了していること。
- 二 前号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件を備えていること。

2～6 略

○自家用有償旅客運送自動車の運転者に対して道路運送法施行規則第51条の16第4項の基準に適合すると認められる者が行う講習の認定要領等について（平成18.9.29国自旅第186号）（最終改正 令和2.11.27国自旅第315号）

（別紙2）

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第七十五号。以下「施行規則」という。）

第51条の16第1項第2号及び第3項第3号に規定する国土交通大臣が認める要件の取扱いについては、以下のとおりとする。

第1 施行規則第51条の16第1項第2号に規定する同項第1号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件

1 交通空白地有償運送の運転者にあつては以下のとおりとする。

(1) 一般社団法人日本自動車運行管理協会自家用自動車運転士専門校の運転サービス士科を修了した者であること。

(2) ～第2 略